

労災保険率 35業種で引き下げへ

労災保険料を算出するための労災保険率が現行より平均で1,000分の0.6引き下げられそうです。

労災保険料率は、厚生労働大臣が55の業種ごとに定め、過去3年間の災害発生率などに基づき原則3年ごとに改定しています。平成23年12月5日、厚生労働大臣は、労働政策審議会に対し、「労働保険の保険料の

徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。

今回改正案が通ると、新しい保険料率は平成24年4月1日から適用されます。



Pick Up 国民年金制度

後納保険料の納付

平成24年の秋頃から、「国民年金の後納保険料の納付」がスタートする予定です。

これまで、納め忘れた国民年金保険料を遡って支払うことのできる期間（納付可能期間）は過去「2年間」でしたが、後納保険料の納付では過去

「10年間」に延長されます。

なお、後納保険料の納付ができる期間は、後納保険料の納付ができるようになってから3年間の予定とされています。後納保険料の納付には、事前の申込みが必要となります。後納保険料の納付がスタートしたら、お近くの年金事務所

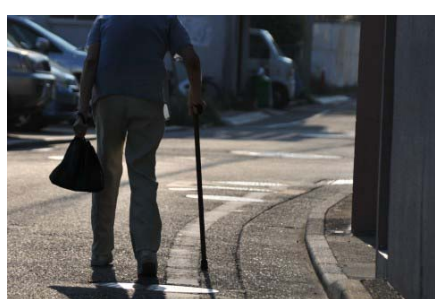


に申し込む必要があります。なお、申出日の属する年度から起算して3年度を越える期間の保険料を納付する際には、保険料額に「加算金」がかかりますので、ご注意ください。

最近、世間を騒がせている「専業主婦の年金」の問題ですが、今年8月10日から、第3号被保険者期間中に第3号被保険者以外の期間が判明した場合の取扱いが変更されています。この取扱い変更の対象者は、「第3号被保険者」として記録されている期間について別の年金記録が判明した方」です。

専業主婦の年金

これまで、第3号被保険者期間中に第3号被保険者以外の期間が判明した場合に、その後の第3号被保険者期間は、改めて届けが必要とされ、届出が遅れると、届出日以降に第3号被保険者期間とされ、年金が受取れない場合や減額される場合があります。



この8月10日からの変更では、これらの方について、改めて新たに届けを行うことにより、本来の年金を受け取ることができるようになります。

①平均で1,000分の0.6引下げ

▶平成24年4月1日から、労災保険率を、平均で1,000分の5.4から1,000分の4.8へ、1,000分の0.6引下げ。

〔引下げ35業種／据置き12業種／引上げ8業種〕

＜平成元年度以降 平均の労災保険率（単位：1/1,000）＞

元年度	4年度	7年度	10年度	13年度	15年度	18年度	21年度	改正案
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8

▶改正後は、最低は1,000分の2.5（金融業・保険業など）、最高は1,000分の89（トンネル新設事業など）となる。

②メリット制の適用対象を拡大

労災保険には、個々の事業場の災害発生率に応じて労災保険料を-40%～+40%の幅で増減する「メリット制」という制度があります。これは、同一の業種でも事業主の災害防止努力などによって災害発生率に差があるため、保険料負担の公平性の確保や事業主による災害防止努力を一層促進する観点から設けられている制度です。今回の改正には、この「メリット制」適用対象の拡大等が盛り込まれています。

▶建設業と林業で、メリット制の適用要件である確定保険料の額を、現行の「100万円以上」から「40万円以上」に緩和し、適用対象を拡大。

▶メリット制は少し難しい制度ですので、ご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。業種ごとの詳しい保険料率につきましては、改定が決定しましたら、詳しくお伝えする予定です。

省令案要綱の主要ポイント

最新情報 社会保障・税一体改革成案

平成 23 年 12 月 5 日「社会保障・税一体改革成案」の具体化について調整。政府部内は、関係 5 大臣を中心にとりまとめる。③社会保障の機能強化の内容等を国民にわかりやすく説明する。という 3 点を強調し、最後に、同改革に不退転の決意で臨むと意向を示しました。

野田首相は、①年内を目途に、本年 6 月の「成案」を具体化した「素案」とりまとめる。②政府・与党間で十分

①改革の優先順位等

社会保障制度改革の基本的方向性を踏まえ、次の改革について優先的に取り組む。

1. 子ども・子育て支援、若者雇用対策
2. 医療・介護等のサービス改革
3. 年金改革
4. 制度横断的課題である「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」、「低所得者対策」



②個別分野における主な改革項目（抜粋）

子ども 子育て	▶▶ 地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
医療 介護等	▶▶ 地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。 ▶▶ 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。 ・短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、高額療養費の見直しによる負担軽減など
年金	▶▶ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。 ・所得比例年金（社会保険方式）、最低保障年金（税財源）の議論を進める。 ▶▶ 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。 ・最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し ・短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第 3 号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化 ・マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討等
就労促進	▶▶ 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率の M 字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。その際、地域の実情に応じ、関係機関が連携し、就労促進施策を福祉、産業振興、教育施策などと総合的に実施する。 ▶▶ 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する等

中国における社会保険料

一重払いの日本企業

中国で新たな社会保険法が施行され、中国で働く外国企業・外国人を対象とした社会保険料の強制加入手続が一部で始まっているようです。駐在員一人当たりの負担は年間約 80 万円と試算されています。

社会保険の種類

中国の社会保険制度は「5 險」と言われ、「養老保険」「医療保険」「失業保険」「労災保険」「出産

保険」があり、毎月の収入をベースに保険料が算定されます。日本からの駐在員が多い北京市の場合、台前半（会社・個人負担の合計）の保険料率になるようです。

徴収の対象と上限

ビザを所有する外国人で、営業をしていない駐

在員事務所も含まれます。収入に対する負担率で徴収額が決まりますが、基準となる収入の定義は「日本での支給分を含めた給与の合計」とされます。

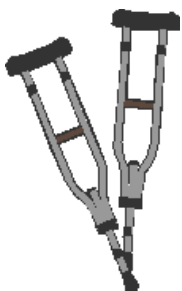
対応にバラつきも

中国では、徴収主体が地方政府にあるため、市によって負担が異なります。

す。日系企業が多く集まる上海市、広州市、重慶市などが静観するなか、企業優遇策を撤廃する方向の大連市などでは、負担が重くなるようです。このように地域によって対応にバラつきがあることから、今後は、負担の軽い地域を駐在先として選択することも考えられます。

望まれる早期締結

日本政府は、保険料の二重払いを回避するため、中国政府との社会保障協定締結交渉を始めています。



過労死をめぐる労災認定事例

過労死の理学療法士について労災認定

昨年10月に急性心不全で亡くなった私立病院勤務の理学療法士の男性（当時23歳）について、横浜西労働基準監督署が過労死の労災認定の決定を行いました（10月4日付）。

業務を担当していましたが、担当患者が増えたことに加えて、研究発表の準備等も行っていたことから、同年9月以降は非常に多忙となっていました。

男性は、早朝・深夜の時間帯に自宅等で研究発表のための準備を行っていましたが、病院側は「勤務ではなく自己研鑽」であるとして、その時間分の残業代は支払っていませんでした。研究発表

の準備を労働時間として算定はしませんでした。が、これらの時間が男性の重い負担になったと判断し、労災認定を行いました。



従業員の企業名公表

大阪地裁は、過労死などにより従業員が労災認定を受けた企業の名称を公開しないとされた大阪労働局の決定の適否が争われた行政訴訟において、労働局の決定を取り消す判決を下しました（11月10日）。

と判断したものです。原告側代理人の弁護士によれば、企業名の情報開示を認めた判決は初めてのであり、「企業側が社会的監視にさらされることにより、過労死をなくす努力をより強く求められることになる。健康管理態勢の改善につながる画期的な判決である」として、高く評価している。

敗訴した労働局側では、「労災を発生させたことを広く知られるのを

恐れた企業側が、就業実態調査に協力的でなくなる」としていましたが、その主張は退けられました。



持ち味カードセミナー開催

日時：12月1日（木）10:00～11:00
参加者：税理士事務所職員 12名



一方的な研修ではなく、実際にご自身の持ち味をカードを使って選びますので、ワイワイがやがやと楽しく研修です。

どうしても日々忙しい中で、人の欠点とか

はいろいろ見えていやな気分になったりするんですが、この研修をすることで、なかなかその人の良さを表現できないけど、カードを見て選ぶことによって、こういうところはいいよね、こういうところは改善してほしいよね。というのが出てきます。

褒めるべきときに褒める、叱るべきときに叱ることができるようこのカードを有効につかえば、人の指導に悩んでいる中間管理職の方にも非常に役立つツールです。

最後に税理士の先生から最初はちょっとしか興味がなかったけど、やってみて人間尊重の理念に通じるものがあるから、是非今後もこれを活かしていきたいとお言葉をいただきました。

より多くの企業にこの持ち味カードを体験していただいて、より多くの方が自分の持ち味を発揮していける職場づくりのお手伝いできればいい感じとじております。

（担当：楠田）



お仕事カレンダー

1/10

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料 160 万円未満かつ請負金額が1億9000万円未満の工事
- 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税額の納付

1/10 又は 1/20

- 源泉所得税の特例納付（7月～12月分）

1/31

- 12月分健康保険料・厚生年金保険料の支払
- 労働保険料の納付（延納第3期分）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の10月～12月の労災事故について報告）
- 税務署へ法定調書（源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書 合計表）の提出
- 市区町村への給与支払報告書の提出
- 11月決算法人の確定申告・5月決算法人の中間申告
- 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告

「持ち味」発見セミナー申込み受付中

体感版
120分

内 容 デラト式「持ち味カード」で輝く人材になる 「持ち味」発見セミナー

- ① 持ち味カードとは（持ち味カードの概要、特徴をご説明します）
- ② 持ち味カードを体感する（実際に持ち味カードを使って、持ち味を選び出していただきます）
- ③ 持ち味カードを活用する（持ち味カードを使った活用事例をご紹介します）
- ④ 質疑応答など

参加人数 参加は、3名以上ですと効果をより実感いただけます。
(人数はご相談くださいませ)

「持ち味カード」を体感するコーナーでは、講義、個別のワーク（持ち味選びやワークシート記入など）、グループワーク（グループディスカッションや他者へのフィードバック）を行います。実施に際しましては、3名以上でお申し込みいただくとより効果を実感いただけます。

費 用 カード代実費のみご負担ください。
(持ち味カード 1個 × 3,000円 × 参加人数)

※セミナーのお申込み・お問い合わせは当社（上田・池田）までご連絡ください

▶▶ 新任課長研修で



▶▶ 組織内コミュニケーション研修で



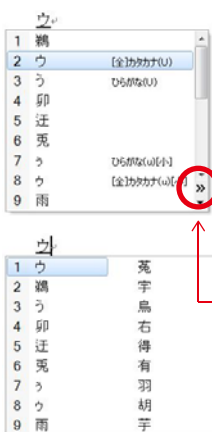
様々なシーンで「持ち味カード」を使った研修を実施しております



One Point 変換候補の有効利用

パソコンで文字を漢字に変換する際に、候補が多すぎて探すのに手間どることはありませんか。また、住所録作成などで住所入力が大変だったことはありませんか。入力作業を快適に行うための機能をご紹介します。

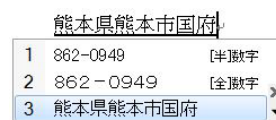
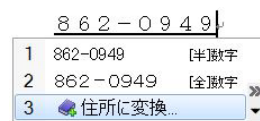
■変換候補の展開



- ① 通常通り文字を変換し、変換候補一覧を表示します
- ② TABキーを押します
- ③ 変換候補一覧が横に展開します

※IME2007からの機能となります
○のマークが表示されれば、展開機能が使用できます

■郵便番号から住所変換



- ① 日本語入力の状態で、郵便番号を入力します（-も含みます）
- ② 変換します
- ③ 変換候補から「住所に変換」を選択し、Enterを押します
- ④ 表示された住所を選択します

※IME2007からの機能となります
以前のバージョンは変換モードを「人名・地名」にすることで変換できます
※新しく追加された番号など、登録されていない住所は変換されません



謹んで新春のお喜びを申し上げます。

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年もバックオフィスとフロントラインの一層の充実を図る努力をいたし、みなさまにご満足いただけるサービスに努めてまいります。

なにとぞ倍旧のご支援のほどお願い申し上げます。



〒862-0949 熊本市国府 1-14-12 1F
TEL : 096-211-6055 FAX : 096-211-6065
URL : <http://www.brainstar.jp>